

市税等は納期限までに納めましょう

市では、市税等（国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料を含む。）を納期限までに納めていただけない方に対しては、督促状により納付を促すほか、催告書を発送するなどの催告を行っています。それでも納めていただけない場合には、滞納処分を行っています。

そのような事態にならないためにも、今一度お手元の納付書をお確かめのうえ、納め忘れがありましたら、速やかに納付をお願いします。

◆滞納処分とは

市が滞納者の財産を差し押さえすることです。市税等を滞納している場合、市は裁判所に訴える必要なく、差し押さえができます。

財産調査 勤務先、金融機関、生命保険会社、官公庁、取引先などへの財産調査を行います。なお、本人の承諾は要しないこととなっています。

財産差押 財産調査の結果、対象となる財産（主に次の財産など）を差し押さえます。

- ①債権（預貯金・給与・年金・生命保険・国税還付金・売掛金など）
- ②不動産（土地・建物）
- ③動産（絵画・美術品・自動車など）

換価処分 債権は即時取立てします。不動産や動産については公売（売却）により換価し、市税等に充当します。

◆新潟県地方税徴収機構と連携した滞納処分への取り組み

新潟県と県内市町村では、新潟県地方税徴収機構を設置し、滞納が長期や高額な場合について、市町村からの引継ぎを受け、差し押さえなどの滞納処分を前提とした滞納整理を行っています。

◆納税相談

特別な事情などにより納期限までに納められない方は、早めに下記までご連絡ください。また、一定の要件を満たす場合には、猶予制度等の適用を受けられる場合があります。

◆市税等の納付について

納め忘れのない口座振替が便利です。また、市の窓口や金融機関、郵便局のほか、コンビニエンスストアでも納付できます。

お問い合わせ 市税について 税務課 ☎63-5110
国民健康保険税・後期高齢者医療保険料について 市民生活課 ☎63-5112
介護保険料について 高齢福祉課 ☎63-3790

心配ごと相談日(5/15~6/15)

生活のさまざまな心配ごとや困りごとを気軽に相談できる窓口を開設しています。お住まいの地区以外での相談もできますので、ぜひご利用ください。相談は無料で予約は不要です。直接、相談日にお越しください。秘密は守られます。

事業に関するお問い合わせ

社会福祉協議会本所
☎81-1155

※こちらの電話ではご相談は受付けていません。相談を希望される方は、直接会場にお越しください。

地区	相談日	時間	会場
両津	5月23日(月)	13:00~16:00	両津福祉センター しゃくなげ
	6月2日(木)		
	6月13日(月)	18:00~20:00	
	6月7日(火)		
相川	5月16日(月)	9:00~12:00	ワイドブルーあいかわ
	5月22日(日)		
	6月3日(金)		
	6月10日(金)		
新穂	6月6日(月)	9:00~12:00	新穂行政サービスセンター
畑野	5月25日(水)	9:00~12:00	畑野農村環境改善センター
真野	6月6日(月)	9:00~12:00	真野老人福祉センター寿楽荘
羽茂	6月8日(水)	13:30~16:30	羽茂農村環境改善センター
赤泊	5月18日(水)	13:30~16:30	赤泊福祉保健センターやすらぎ